

第13回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年5月27日（火）9：15～9：44

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第13回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課主査 長尾和歌子さんです。

はじめに、これまでの対応状況等につきまして、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧いただきたいと思います。

本日の開催趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言及び政府の基本的対処方針の変更を踏まえた対応の確認。

もう1つが、新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針の変更について報告であります。

県の対応ですけれども、2ページ以降、各部の対策等が書かれておりますが、アンダーラインを引いているところが前回の部会からの追加変更等あります。

主に県有施設や業務の再開に関するものが追加となっております。

以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部長から説明があります。

○有賀健康福祉部長

それでは、右肩に「健康福祉部」とある資料を御覧ください。

県内の状況についてですけれども、5月26日、昨日時点で感染者27名でありまして、昨日時点で感染症として入院されている方は2名でございます。

5月7日に27例目が発生して以来、判明して以来、発生はございません。

検査の状況ですけれども、昨日時点の数字として838件となっております。

これが、5月22日から医療機関等での保険適用検査分を含めて公表しているということで、また、これまで計上対象としておりました退院確認検査の件数については、計上しないことといたしております。

なお、5月26日の保険適用検査分については、まだ現時点で判明していないため件数には含まれておりません。

相談センターの相談件数については、3枚目の別紙のとおりでございますので、後ほど御参照ください。

おめくりいただきまして、現在の医療検査体制等についてであります。検査体制でありますけれども、行政検査について、環境保健センターでの検査を主体とするんですけれども、今後、検体数の増加に備えて民間検査機関でPCR検査を実施する体制を整備いたしました。

ただ、まだこれに対しては実績はございません。

また、保険適用制度を活用したPCR検査体制ということで、帰国者・接触者外来等による民間検査機関を活用したPCR検査の体制を整備・拡充を進めているところであります。

また、地域外来検査センターですけれども、医師会が運営する帰国者・接触者外来が保健所を介さずに保険適用により検査を実施する体制の整備を進めているところであります。

また、入院医療の体制ですけれども、感染症指定医療機関の感染症病床を含めて、入院患者を受け入れる病床というのは、25日時点で128床、県内で確保しております。

また、宿泊療養の状況ですけれども、こちらも青森市内のホテル等を確保しております。こちらについては、まだ使用の実績はございません。

御報告は以上です。

○坂本危機管理局次長

国の基本的対処方針、県の対処方針の変更等につきまして、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

まず最初に新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言と書いてある資料を御覧ください。

5月25日に緊急事態が終了した旨を宣言しております。

1枚おめくりいただいて、次からが5月25日に変更になった国の基本的対処方針になります。

ポイントとなる箇所について説明いたします。

まず、2ページですけれども、2ページの中段からは、緊急事態宣言の経緯の記述が書いてありまして、3ページの真ん中から、5月25日に全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったというふうなことになっております。

次の段落ですけれども、緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。

一番下の段落、そのため引き続き政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方公共団体等を含め、国民が相互に連携しながら3密の回避等々、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させていく必要がある。

次、また、再度感染が拡大する場合は自粛の必要がある。

その下の段落ですけれども、こうした取組を実施することにより、感染拡大防止と社会経済

活動の維持の両立を持続的に可能としていくとされております。

続いて、ページ飛んでいただいて、10ページです。

10ページの「2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針」ということではありますが、ここの記述については、宣言の解除を踏まえ、全面的に改正されております。これについては、本県の対処方針に反映しております。

そして11ページ、「3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」というふうなことでありますが、県の対処方針に係る記述は20ページからとなります。20ページをお開きください。

20ページの「6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」、①ですが、都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、以下の取組を行うものとする、と。

その際、新しい生活様式が社会経済全体に定着するまで一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと、括弧の中ですが、例えば、6月18日までの3週間程度。その後の3週間程度というのが6月19日から7月9日。

それから③、②の後の3週間程度というのが7月10日から8月1日というふうなことになりますが、その3週間程度の期間を設けて、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催し物の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとされております。

以下、外出の自粛等、それから21ページにいきますと、催し物の開催について。それから22ページにいきますと、真ん中、職場への出勤等というようなことで、それぞれの取組が記述されております。

国の基本的対処方針の説明については、以上となります。

続いて、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針、令和2年5月27日変更の資料を御覧ください。

まず、頭の部分と現在の状況の部分につきましては、時点修正をしております。

2番目の基本目標については、変更がありません。

3番目、重点対策、これと4番目の全般的な方針、これにつきましては、先ほど説明しました国の基本的対処方針に合わせた記述となっております。

2ページにいきまして「5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」については、全面的に変更しております。

5月27日から青森県全域を対象にソーシャルディスタンスなど、新しい生活様式の実践、定着等の協力を要請。なお、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、行動制限等を段階的に緩和するものとするということで、後ほど、別紙で説明します。

「6 対策実施に関する重要事項」ではありますが、(3)の「まん延防止」につきましては、国の基本的対処方針の記述に合わせて修正しております。

その他、3ページ、「(5) 教育環境の維持等」については、学校休業に係る記述は削除しております。

この資料については以上であります。次に「特別措置法に基づく協力要請の変更」というふうな資料、1枚紙がありますけれども、これについて、協力要請の変更内容を説明します。

まず、基本的考え方の部分であります。これについては、継続することとしておりますが、ただし、新しい生活様式の定着を推進し、社会経済活動との両立を図っていきますというふうな部分につきましては、県の対処方針に合わせて追加しております。

これまでの取組の1から7につきましては、再編しております。

8番目、これまでの取組みの8番目、特定警戒都道府県から移動してきた方は、2週間は不要不急の外出を自粛しうんぬんというところにつきましては、特定警戒都道府県がなくなりましたことから終了であります。

それから9番目、帰国者・接触者相談センターに係る記述につきましては、国の基本的対処方針に合わせて協力要請というふうな形では掲載しておりませんが、引き続き注意喚起の方は強力に進めていくこととしております。

それでは、具体的な今後の取組の内容を御説明します。

具体的な内容につきましては、国の基本的対処方針に合わせた記述となっております。

まず、外出全般であります。

1、3つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式やソーシャルディスタンスの実践定着をお願いします。

2として、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨ぐ移動は5月末までは避けていただくとともに、6月18日までの間は、5月25日の時点で特定警戒都道府県であった北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県との間の移動は慎重に判断して下さるようお願いいたします。

※印がございますけれども、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施することとします。

もう1つの※印ですけれども、都道府県を跨ぐ移動や観光については、別表1を参考としてください、というふうなことです。別表1は、先ほどの県の対象方針の資料の6ページ、6ページの上に別表1、外出自粛の段階的緩和の目安というふうな表を載せております。これを参考としていただきたいというふうなことになります。

次に催し物、イベント等の開催についてです。

新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いいたします。

なお、規模要件、人数の上限等については、段階的に緩和します。

その開催に係る規模要件については、別表の2、3、4というふうなことで、先ほどの資料の6ページ、7ページに表を添付してありますけれども、これを参考にしてください、というふうなことにしております。

事業者、職場、店舗等の取組になります。

事業者においては、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組み。

職場における感染防止のための取組を推進するとともに、3つの密を避ける行動を徹底するようお願いします。

最後、5番目ですけれども、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いします、としております。

※印、適切な感染防止対策については、別表5、先ほどの資料、8ページになりますけれども、これを参考としてください、というふうに変更することといたしました。

この関係については以上であります。

○坂本危機管理局次長

ただ今の県の対処方針の変更、協力要請の変更に関し、昨日開催されました青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から提出されました報告につきまして、健康福祉部長から説明をお願いいたします。

○有賀健康福祉部長

昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催いたしまして、ただ今、調整統括部長から御説明があったような方針を県の新しい方針として、案としてお諮りしたところでございます。

まず、会議での意見の総括として、本県の感染発生状況ですけれども、県においては、5月7日以降は発生がないということで、持続的に発生が続いているというような状況にはないということ、御指摘いただいております。

また、4月17日から5月6日までの期間においては、感染がまん延する地域をはじめとする都道府県を跨ぐ移動を極力控えるよう要請した。そして、ソーシャルディスタンスへの協力を要請したということで、これが、こういった取組が感染の拡大防止に一定の効果を得たものということで御紹介いただきました。

そして、緊急事態措置に関する助言といたしましては、この新しいソーシャルディスタンスの考え方であるとか、新しい生活習慣の浸透によって、今後もクラスターの発生などの大規模な感染を防ぐことは可能だということでございました。

このことを踏まえて、感染症対策と経済対策を両立するためにこの今回の協力要請の内容を見直すということが妥当であるということで御判断、ということで御意見をいただきました。

ただ、医療提供体制や検査体制の更なる充実、人材の育成については、引き続きやっていくようにという御意見でございました。

以上です。

○坂本危機管理局次長

統括調整部長からその他の資料について説明をお願いいたします。

○貝守統括調整部長

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント、行事等の開催の考え方と開催時における対策についてという資料を御覧ください。

本日から以下のとおりとします。

内容は、県民の皆様向けの協力要請と基本的に考え方は同じでございます。

本日以降、この考え方に沿ってイベント、行事等の開催について実施していただきたいというふうに考えております。

続きまして、A4横長の資料、新型コロナウイルス感染症に関する支援について、5月25日現在というふうな資料を付けておりますが、これは、県民の方々や事業者の方々に各種支援制度を御案内するために作成したものでございます。

県職員の皆様方にも、この県民や事業者の方々からの相談や照会等に御活用いただきたいというふうな趣旨で作ったものでございます。十分に活用方、よろしくお願ひしたいと思っております。

○坂本危機管理局次長

各部長から何か御発言があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本部長からの指示事項と県民へのメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

先ほど、統括調整部長から報告がございましたとおり、去る5月25日、政府対策本部において、全ての都道府県において緊急事態宣言の解除が決定されたところであり、本県の経済循環の回復に向けた取組みを本格化させていく段階に入ったものと考えております。

特別措置法に基づく協力要請として、県民の皆様方に御協力をお願いしてきた事項につきましては、一部を見直しの上、継続することといたしました。

3つの密を避けることの徹底、人混みを避ける、人との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンスの考え方に基づく取組の定着に向けてあらゆる機会を捉えまして、効果的なPRということに努めてください。

また、県庁の機能維持を図るため、県の業務を進める上での感染拡大防止対策について、別添の資料の通り、5月14日の指示事項を一部見直しましたので、これに基づいて各部署とも取り組んでください。

次に6月補正予算等について、まずは、先の5月臨時県議会において議決いただいた感染拡大防止策等の各種施策については、審議過程でいただいた御意見を踏まえ、速やかに執行の上、最善の効果をおさめるよう努めてください。

また、地域経済の現状を踏まえた雇用の維持や事業の継続のための取組はもとより、今後は、社会経済活動の回復に向けた次なる取組を求められるところであり、県内各地域をはじめ、国内外の状況をしっかりと把握の上、スピード感をもってしっかりと検討してください。

そして来月中旬には、6月定例県議会が開会される予定でございます。その検討状況に應

じて、予算措置が必要なものについては、国の第一次補正予算、加えてこれから編成されま
す第二次補正予算に係るものと併せまして6月補正予算を編成するよう指示をいたします。
各部局ともしっかりとした対応をお願いします。

そして、先ほど国や県の支援策の取りまとめに係る報告がございましたけども、各部にお
きましては、県民の皆様方や事業者の皆様方からの相談や照会に対しまして、こうした資料
等も活用しながら、所管外の事案も含め、相手の立場に立った丁寧な対応の徹底をお願い
いたします。

今般、厳しい状況におかれております飲食店を応援するために職員の自発的な取組として、
「県庁エール飯」が実施されていることに対して、大変ありがたく思っております。

引き続き、各職員にありましては、地域経済を足元から回すことに少しでも役立つよう、
日常生活における地産地消等に配慮した消費行動など、できることに取り組んでいただ
くようお願いをいたします。

緊急事態宣言の解除に伴い、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくこととなるわけ
でございますが、行政としては、むしろ、今まで以上に新型コロナウイルス感染症の動向に
細心の注意を払い、緊張感を持って取り組んでいかなければならないと思うところであり
ます。

引き続き全職員一丸となりまして、全庁体制に取り組むよう、お願いをいたします。

では、続いて県民の皆様方にお話させていただきます。

去る5月25日、首都圏等を含む全て都道府県において緊急事態宣言が解除されたところ
でございます。

全国的には、新規感染症患者の発生が減少傾向にあり、本県におきましても、新規の感
染症患者は5月7日以降、発生をしておらず、入院患者も着実に減少しているところでござ
います。

また、県内では、これまで27例の感染症患者が発生しているところでございますが、い
ずれのケースも感染のまん延につながることなく、適切に封じ込めがなされてきたものと認
識をいたします。

これもひとえに医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の関係者の皆様方、そして各保健
所等で防疫・検査業務を実施している方々の並々ならぬ御努力の賜物と、心より感謝を申し
上げます。

また、この間の県民の皆様方、事業者の皆様方の御理解、御協力に対し御礼を申し上げる
次第であります。

また、入院されている方々には、一日も早い回復をお祈りいたします。

このたびの解除宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の対応は、大きな区切りを迎え
たものと受け止めており、本県におきましても、経済活動の回復や文化・スポーツ活動、イ
ベントなどの再開に向けて、歩みを速めていく段階に入ったものと考えております。

一方で全国的な人の往来増加に起因する感染症患者の発生も心配をされているところで
あります。私といたしましては、ソーシャルディスタンスなど、感染予防対策の定着を図

りながら、本県における経済回復の流れを確実なものにしていきたいと考えております。

この度改正されました政府の基本的対処方針では、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提とし、一定の移行期間を設けた上で、他県との移動制限やイベント等の開催制限等について、段階的に緩和するとされたところであります。

このことを踏まえまして、本県において、これまで県民の皆様方に御協力をお願いしてきた事項についても、一部を緩和いたしますとともに、3つの密を避けることの徹底、人と人との距離の確保等のソーシャルディスタンスの定着など、本県経済の回復の前提となる取組については、引き続き御協力をお願いしたいと考えております。

また、事業者の皆様方、イベント等の主催者の皆様方には、各種ガイドライン等を参考にいたしまして、状況に応じた適切な感染予防対策を徹底のうえ、段階的に事業活動のレベルを上げていっていただきたいと考えているところであります。

県民の皆様方には、「離れるやさしさ～あなたへのおもいやり～」この合言葉のもとに新しい生活様式の定着にも取り組んでいただけますよう、よろしくお願いいたします。

さて、県としてはこれまでも、地域経済の現状を踏まえた雇用の維持や事業の継続のための取組を強力に進めてきたところでありますが、今般の緊急事態宣言の解除を踏まえ、社会経済活動の回復に向けた次なる取組についても、迅速に検討の上、速やかに実施していきたいと考えております。

これに向けまして、予算措置が必要なものにつきましては、国の第一次補正予算、加えてこれから編成されます第二次補正予算に係るものと併せまして、県としての6月補正予算として編成したいと考えているところでもございます。

今般、緊急事態宣言が解除となったところではありますが、感染リスクが完全に無くなったわけではなく、第2波、第3波の到来にも備えておく必要がありますことから、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、緊張感を持って感染拡大防止に県として取り組んで参ります。

私としては、県内経済の好循環を取り戻すため、県民の皆様方とともに次なるステージに踏み出していきたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の対策本部会議を終了いたします。

ありがとうございました。